

# TOHMA

# 社協だより



ほつとちゃん

第128号

令和2年3月発行

## ふれあいサロン



### ふれあいサロンの 「あゆみ」

平成25年10月に開設された「ふれあいサロン」も、7年目に入りました。普段の何気ないおしゃべりや、囲碁に麻雀。夏には流しそうめん、冬には餅つきと、笑顔の絶えない「憩いの場」です。

皆様のお越しをお待ちしております。

※詳しくは裏面の「ふれあいサロン開催のお知らせ」をご覧ください。



社協の事業は、みなさんの「会費、賛助会費、法人会費、寄付金など」によって支えられています。

社会福祉法人 当麻町社会福祉協議会

〒078-1314 当麻町4条東2丁目16-3 農村環境改善センター1階 TEL.0166-84-5711 FAX.0166-84-3213



# ありがとうございました！



## 令和元年度 【実績報告】赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動

昨年10月1日から展開されました「赤い羽根共同募金」と12月1日からの「歳末たすけあい運動」は、12月31日をもって終了いたしました。

赤い羽根共同募金につきましては、町内会、会社、商店、団体、学校児童会や生徒会など、多くの町民皆様の心温まるご協力をいただきありがとうございました。

また、歳末たすけあい運動につきましても、町内会、団体など多くの皆様にご協力いただき、配分委員会を開いて歳末見舞金として町内34世帯にお贈りいたしました。

皆様のご協力に心から感謝申し上げ、下記のとおりご報告いたします。

### 赤い羽根共同募金

| 内訳      | 件数     | 募金額        |
|---------|--------|------------|
| 戸別募金    | 2,192件 | 751,300円   |
| 法人募金    | 106件   | 456,500円   |
| 学校募金    | 3校     | 48,508円    |
| 街頭職域募金等 |        | 171,722円   |
| 合計      |        | 1,428,030円 |

### 歳末たすけあい運動

| 内訳     | 件数     | 義援金額     | 内訳      | 件数   | 配分額      |
|--------|--------|----------|---------|------|----------|
| 一般義援金  | 2,208戸 | 441,600円 | 低所得者世帯等 | 34世帯 | 408,000円 |
| 特別義援金  | 2件     | 30,000円  | 諸経費     |      | 13,947円  |
| 前年度繰越金 |        | 211,064円 | 次年度繰越金  |      | 260,717円 |
| 合計     |        | 682,664円 | 合計      |      | 682,664円 |



グループホーム「寿楽」

### 当麻町ボランティアの会 会員募集

当麻町ボランティアの会では、会員の募集を行っております。日常の空き時間を使ってボランティア活動を行ってみませんか？年齢・性別は問いません！

#### 主なボランティア活動

- ・買い物支援の同行
- ・一人暮らし高齢者宅への慰問（友愛訪問）
- ・町内の福祉施設での奉仕活動
- ・町事業のお手伝い
- ・かたるべの森との交流会 など

#### その他の活動

- ・日帰り会員研修旅行 など

#### 年会費

1,000円

#### お問い合わせ・お申し込み

当麻町ボランティアの会事務局（社協内）  
☎ 0166-84-5711

笑顔をもらい、  
笑顔でお返しできる  
ことが、うれしい  
ことです。



### ボランティア活動保険

#### 令和2年度 ボランティア活動保険の加入手続き

この保険は、ボランティア活動中にケガをした場合の「傷害保険」と、第三者の身体や財物に損害を与えた場合に見舞金及び賠償金を支払う「賠償責任保険」がセットになっています。（令和2年度から従来の4プランから2プランへと内容が変更になっております）

保険期間…毎年4月1日～翌年3月31日  
(年度途中での加入時は手続日の翌日)

なお、災害時には「大規模災害特例」の適用により、通常、加入日の翌日からの対象期間が、加入手続き当日からの適用となります。

#### 加入できる方

…ボランティア個人、またはグループ

年間保険料…基本タイプ 350円  
…天災・地震補償プラン 500円

#### 申し込み・問合せ

社会福祉法人 当麻町社会福祉協議会  
当麻町4条東2丁目16番3号農村環境改善センター内

☎ 0166-84-5711

## 全国社会福祉協議会会长表彰 「社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労」受賞

民生委員・児童委員及び社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等の団体等の役職員で、その功績が顕著な方並びに、社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会及び社会福祉活動に協力援助した功績が顕著な方に贈られる「全国社会福祉協議会会长表彰（社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労）」に、当麻町社会福祉協議会前監事である中島弘氏が選ばれました。

中島氏は平成14年6月から令和元年6月までの17年間、当麻町社会福祉協議会の監事として、その



深い見識と公平な立場から当協議会の健全な事業実施及び資産運用に尽力されました。

今後とも、より一層のご活躍をご期待いたします。

## 心配ごと相談員 出務日程表

生活上の悩みごとや心配ごとなどを一人で抱え込まず、まずは相談してみてください。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

(敬称略)

| 月 日   | 曜日 | 相 談 員   |         |
|-------|----|---------|---------|
| 3月25日 | 水  | 中 島 よし子 | 菅 克 則   |
| 4月 6日 | 月  | 高 谷 博 之 | 門 脇 幸 夫 |
| 4月27日 | 月  | 御 池 日出雄 | 中 島 よし子 |
| 5月 7日 | 木  | 杉 山 光 男 | 菅 克 則   |
| 5月25日 | 月  | 高 谷 博 之 | 中 島 よし子 |
| 6月 5日 | 金  | 御 池 日出雄 | 門 脇 幸 夫 |
| 6月25日 | 木  | 菅 克 則   | 杉 山 光 男 |

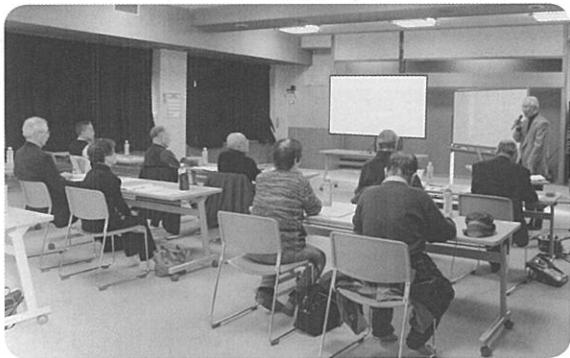
(相談員については、都合により変更になる場合がありますので予めご了承願います)

○時間：午後1時から4時

○場所：農村環境改善センター第2会議室

## 当麻町老人クラブ連合会

### 「みらいノート」 書き方講習会



昨年10月に行われた「全町老人の集い」で、「終活について」講演していただいた終活コンシェルジュの桜庭康喜氏を講師に迎え、12月18日農村環境改善センター大広間にて「みらい（終活）ノートの書き方講習会」を行いました。

当日は会員14名が参加。「自分らしい最後を迎えるために」「遺された家族のために」どのような事をする必要があるのかを、一つ一つ丁寧に詳しく説明していただきました。

### 健 康 講 座



2月10日農村環境改善センター大広間にて、各单位老人クラブの女性役員を対象とした健康講座を開催しました。

前年度に引き続き、今年度も「ふまねっと運動」を実施し、ふまねっとサポーター3名の指導の下、基礎のステップから童謡を歌いながらの応用ステップまで行いました。普段何気なく行っている動作も、「ねっと」を意識する事で失敗する事もあり、その中で自然と「笑い」が生まれ「交流」と「健康」に繋がる良い講座となりました。

## 登録ヘルパーの募集

「高齢者と関わる仕事がしたい」「町内で働きたい」とお考えの方、私たちと一緒に働いてみませんか!?

仕事内容：高齢者や障がい者などの介護が必要な方の自宅を訪問し、日常生活の援助を行う仕事。（生活援助、身体介護、通院介助など）

人 数：若干名

必要な資格：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、またはホームヘルパー2級以上。

普通自動車免許（AT限定可）

雇用期間：随時～令和3年3月31日まで ※契約更新の可能性あり

給 与：時給1,000円

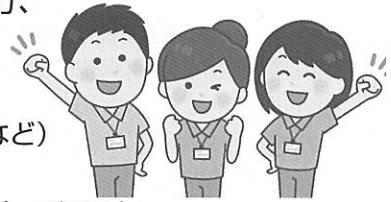
勤務時間：午前8時～午後6時までの内、シフトにより決定

1日1時間～6時間程度 時間外勤務の可能性あり。（土・日・祝日の勤務の可能性あり）

※勤務時間については、可能な限りご相談に応じます。

加入保険：労災保険

提出書類：履歴書及び資格証の写し



### 【応募・問合せ】

当麻町農村環境改善センター内（当麻町4条東2丁目16番3号）

当麻町ホームヘルプサービスセンター（社協内） TEL：0166-84-5711

## ふれあい思いやりあふれる まちづくりをめざして 「ふれあいサロン開催のお知らせ」

○開設回数→月2回（第2・第4水曜日） ○開設時間→午前10時～午後3時まで

※その他、週に3日（月・水・金）「第3研修室」を開設しております。

テレビやビデオ、囲碁に麻雀と色々用意しておりますので、自由にご利用下さい。



※3月の「ふれあいサロン」につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開設・開放ともに第3週まで、お休みとさせて頂きます。

再開につきましては、第4週からを予定しておりますが、状況により変更となる場合がありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

### ふれあいサロン開催日カレンダー

| 令和2年 3月 |    |    |    |    |    |    |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| 日       | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 1       | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8       | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15      | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22      | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29      | 30 | 31 |    |    |    |    |

| 4月 |      |    |      |    |      |    |
|----|------|----|------|----|------|----|
| 日  | 月    | 火  | 水    | 木  | 金    | 土  |
|    |      |    | (1)  | 2  | (3)  | 4  |
| 5  | (6)  | 7  | (8)  | 9  | (10) | 11 |
| 12 | (13) | 14 | (15) | 16 | (17) | 18 |
| 19 | (20) | 21 | (22) | 23 | (24) | 25 |
| 26 | (27) | 28 | 29   | 30 |      |    |

| 5月    |      |    |      |    |      |    |
|-------|------|----|------|----|------|----|
| 日     | 月    | 火  | 水    | 木  | 金    | 土  |
|       |      |    |      |    | (1)  | 2  |
| 3     | 4    | 5  | 6    | 7  | (8)  | 9  |
| 10    | 11   | 12 | (13) | 14 | (15) | 16 |
| 17    | (18) | 19 | (20) | 21 | (22) | 23 |
| 24/31 | (25) | 26 | (27) | 28 | (29) | 30 |

| 6月  |      |     |      |     |      |    |
|-----|------|-----|------|-----|------|----|
| 日   | 月    | 火   | 水    | 木   | 金    | 土  |
| (1) | 2    | (3) | 4    | (5) | 6    |    |
| 7   | (8)  | 9   | (10) | 11  | (12) | 13 |
| 14  | (15) | 16  | (17) | 18  | (19) | 20 |
| 21  | (22) | 23  | (24) | 25  | (26) | 27 |
| 28  | (29) | 30  |      |     |      |    |

| 7月 |      |    |      |    |      |    |
|----|------|----|------|----|------|----|
| 日  | 月    | 火  | 水    | 木  | 金    | 土  |
|    |      |    | (1)  | 2  | (3)  | 4  |
| 5  | (6)  | 7  | (8)  | 9  | (10) | 11 |
| 12 | (13) | 14 | (15) | 16 | (17) | 18 |
| 19 | (20) | 21 | (22) | 23 | 24   | 25 |
| 26 | (27) | 28 | (29) | 30 | (31) |    |

| 8月    |         |    |      |    |      |    |
|-------|---------|----|------|----|------|----|
| 日     | 月       | 火  | 水    | 木  | 金    | 土  |
|       |         |    |      |    |      | 1  |
| 2     | (3)     | 4  | (5)  | 6  | (7)  | 8  |
| 9     | 10      | 11 | (12) | 13 | (14) | 15 |
| 16    | (17)    | 18 | (19) | 20 | (21) | 22 |
| 23/30 | (24)/31 | 25 | (26) | 27 | (28) | 29 |

●印はサロン開設日です。○印はサロン開放日です。自由にご利用下さい。開放時間：午前10時～午後3時



この社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。